

申請枠区分

活動支援枠

申請ステータス

年度

2024 年

年度回数

1

回/次

回

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)役員名簿に記載されている全員から第三者提供に関する同意について

同意を得ました

(6)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人全国フードバンク推進協議会

団体代表者 役職・氏名

代表理事 米山廣明

分類

法人番号

1012405004136

団体コード

申請団体の住所

東京都豊島区池袋2丁目61-4 エヌアイビル 3F

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
団体名	該当なし	該当なし	該当なし

4.事業情報の登録・事業関連書類の提出

事業名

資金分配団体を目指すフードバンク団体育成事業

事業の種類_第一階層

活動支援団体

事業の種類_第二階層

資金支援の担い手

事業の種類_第三階層

支援の分野_文字列表示

事業実施（プロジェクト実施）,組織運営,広報・ファンドレイジング

支援分野_活動支援団体

A.事業実施（プロジェクト実施） B.組織運営 C.広報・ファンドレイジング

休眠預金活用事業 事業計画書 【2024年度 活動支援団体】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須入力セル

申請時入力不要

任意入力セル

基本情報

申請団体		活動支援団体		
活動支援団体	事業名（主）	資金分配団体を旨とするフードバンク団体育成事業		
	事業名（副）			
	団体名	一般社団法人全国フードバンク推進協議会	コンソーシアムの有無	なし
支援対象団体	事業名（主）			
	事業名（副）			
	団体名			
支援対象区分		①資金支援の担い手育成		
支援内容分野1		A事業実施		
支援内容分野2		B組織運営		
支援内容分野3		C広報・ファンドレイジング		

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
☐	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
☐	☐ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
☐	☐ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
☐	☐ ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
☐	☐ ⑨ その他
☐	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
☐	☐ ④ 働くことが困難な人への支援
☐	☐ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
☐	☐ ⑥女性の経済的自立への支援
☐	☐ ⑨ その他
☐	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
☐	☐ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
☐	☐ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
☐	☐ ⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連		
ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。	日本の相対的貧困率は15.4%、子どもの貧困率は11.5%、実に9人に1人の子どもが貧困世帯で暮らしています。また、ひとり親世帯でみる
12.つくる責任つかう責任	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	フードバンク活動による食品ロスの福祉的活用は、国内の食品ロス削減にも貢献することができます。
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	フードバンクは行政との連携や企業から食品等の寄付のご支援をいただくなど、協働しながら活動しています。これらの取組は効果的

I.団体概要

(1)設立目的・理念	158/200字
弊会は、国内フードバンク団体が抱える課題解決やフードバンクを取り巻く社会的環境整備を行うことにより食品ロス削減、貧困問題の解決に寄与することを活動目的としています。また、国内フードバンク活動の推進を通して、日本国内に食のセーフティネットを形成することにより、食べ物に困る人がいない社会の構築を目指して活動しています。	
(2)団体の主な活動	163/200字
【事業概要】 ①フードバンク活動の推進に必要な情報収集・調査研究・政策提言活動 ②フードバンク活動の認知度や信頼性を高めるための広報活動 ③フードバンク団体の基盤強化のための研修会の開催、コンサルティング、新設団体の立ち上げ支援 ④食品や活動資金等、フードバンク活動の推進に必要な資源の分配を企業からの寄贈品や助成金を元に実施	

II.事業概要

契約締結日						採択後の契約時に用いる欄です。
実施時期	(開始)	2025/4/1	(終了)	2028年3月末	対象地域	全国
事業概要	本プログラムは、全国各地のフードバンク団体の規模拡大と持続可能性を高め、困窮世帯への食料支援を拡大させるために、資金分配を担うフードバンク団体を発掘し、適切なガバナンス・コンプライアンス、倫理観を有する資金分配団体を育成することを目的とします。また、その目的の達成のために、本プログラムでは支援対象団体に対して以下の支援を行います。 ①支援対象団体が資金分配団体になるまでに解決する必要がある課題を把握するための組織診断 ②資金分配団体としての役割を果たすために必要な体制整備 ③ガバナンス・コンプライアンス水準の向上のための支援 ④他団体とのネットワーク形成や資金分配に関するノウハウの提供 ⑤案件形成に係る支援 また、上記①～⑤によって支援対象団体が資金分配団体に採択された場合は、資金分配を迅速に開始するために必要な支援や、実行団体との定例会や進捗管理など、適切なコミュニケーションの方法も含めて支援を行います。					

411/800字

III.事業の背景・課題

(1)支援対象団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景		878/1000字
支援対象団体が抱える課題と背景を以下に示します。		
①資金分配の概念や実現可能性がフードバンク団体に十分に認知されていない これまで国内では、単一の地域フードバンク団体が全国的な広がりを見せており、2024年11月時点で279団体まで増加しています。一方、中核フードバンクと呼ばれる、他の地域フードバンク団体を後方支援するネットワーク団体の概念が近年生まれ始めました。しかしながら、中核フードバンク団体の歴史は浅く、中核フードバンク団体に求められる役割は十分に周知されていません。また、中核フードバンク団体に求められる役割の中でも、特に資金的支援はニーズが高い一方ものの、自団体の活動費の確保に課題を抱えている中で、他団体に助成する財源をどのように確保するのかという点で難易度が高く、実現の可能性が低いと考えられています。そのため既存の中核フードバンク団体においても資金分配を実施しようとする意識が生まれにくい環境があります。 ②資金分配団体に求められる組織体制の水準やプロセスが不鮮明であること 資金分配団体を目指すフードバンク団体は、資金分配団体に求められる組織体制の水準が十分に理解できていません。また資金分配団体を目指すにはどのようなプロセスが求められるのか、準備期間中や採択後にどの程度の事務負担が生じるか、自団体がそれらの事務に耐えうるか、それらが不鮮明で分からないことが懸念材料であり、資金分配団体を目指す際意思決定において、大きな心理的な障壁となっています。 ③資金分配団体を目指すフードバンク団体を支援する仕組みがないこと フードバンク団体が資金分配団体になるまでに必要な体制整備や課題の分析、課題に対する解決方法の立案と実施に向けたサポート、ニーズ調査の方法、適切な指標の設定など、案件形成やノウハウを支援する仕組みが現状ではありません。 ④マンパワーの不足 資金分配団体を目指すフードバンク団体において、マンパワーの不足が課題となっており、資金分配団体になるために必要な準備に十分なリソースを割けないことも課題となっています。		
(2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況		244/400字
中核フードバンク団体から地域フードバンク団体に対して資金助成を行う事例は少なく、休眠預金事業における資金分配団体は公益社団法人フードバンクかながわが実施する1事例のみです。また、農林水産省からもフードバンク団体に対する補助事業はありますが、対象経費が活動現場の支援ニーズと合っていないことや、事業期間が6ヶ月の短期間で終了する事業であるなど、持続的な支援としては不十分です。そのため現場の支援ニーズに沿った資金提供を全国的に拡大するには、新たな資金分配団体を発掘、育成する必要があります。		
(3)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義		374/400字
増加する困窮世帯に対して、より多くの食料支援を提供するためには、地域フードバンク団体に対する資金提供を増加させる必要があります。また地域フードバンク団体に対する資金提供を増加させるためには、資金分配を担える団体を増やすことが最も効果的な方法になります。しかしながら、現状では資金分配を担うフードバンク団体を育成する仕組みやそのために必要な財源がありません。加えて、資金分配を担う団体を増やす取り組みは、困窮世帯への食料支援を拡大させるために最も効果的な方法である一方で、最終受益者から距離のある取り組みであることから、本活動支援団体の枠組みを除き既存の助成金や補助事業の助成対象外になっています。そのため、これまでの枠組みでは実現が難しかった、資金分配団体を発掘・育成することができる点が休眠預金を活用して本事業を実施する意義であると考えています。		

IV.活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体の区分	①資金支援の担い手育成	(2)支援対象団体数	5
(3)-1 支援対象団体の活動地域・分野・内容			86/400字
活動地域: 全国			
活動分野: 食支援活動			
活動内容: 食品企業や一般家庭からの食品の寄付を受け入れ、困窮世帯や福祉施設、支援団体に対して寄付食品の提供を行うフードバンク活動			
(3)-2 支援対象団体の組織形態・規模・組織の成長ステージ			209/400字
支援対象団体は、資金分配団体を目指す中核フードバンク団体又は地域フードバンク団体のうち、以下の条件を満たす団体とする			
組織形態：法人格を有する団体			
事業規模：年間予算1,000万円以上（必須条件ではなく目安）			
人員体制：有給スタッフ1名以上			
組織の成長ステージ：地域フードバンク団体としてある程度の実績を持ち、地域全体の食支援活動の拡大のために他フードバンク団体への支援を実施している、又はこれから実施しようとする団体			

(4)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）	184/200字
事業終了2年後には支援対象団体が資金分配団体として採択され、活動地域内で他の地域フードバンク団体に対して資金分配を継続して行っている。それにより、支援対象団体の活動地域における困窮世帯への食料支援活動が飛躍的に拡大している。また支援対象団体が資金分配団体になる事例を参考として、本プログラムにおける支援対象団体以外にも資金分配団体を目指すフードバンク団体が増加する。	

(5)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的）							76/100字		
活動支援プログラムの目的	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
困窮世帯への食料支援を拡大させるために、資金分配を担うフードバンク団体を発掘し、適切なガバナンス・コンプライアンス、倫理観を有する資金分配団体を育成する		資金分配団体として採択された団体の数及び、採択された事業の数（年度、緊急枠、通常枠の別）		資金分配団体として採択された団体の数：0 団体 資金分配団体として採択された事業の数：0 事業				資金分配団体として採択された団体の数：5 団体 資金分配団体として採択された事業の数：7 事業	

(5)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）										
短期アウトカム	100字	指標	100字	モニタリ ング指標	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
1 支援対象団体が、資金分配団体として採択され、他の地域フードバンク団体に対して迅速かつ効果的な資金分配を実施している		資金分配団体として採択された団体の数及び、採択された事業の数（年度、緊急枠、通常枠の別）		○	資金分配団体として採択された団体の数：0 団体 資金分配団体として採択された事業の数：0 事業				資金分配団体として採択された団体の数：5 団体 資金分配団体として採択された事業の数：7 事業 (2028年3月)	
2 支援対象団体が、資金分配団体を目指す際に阻害要因となる課題を特定し、それらの課題が解決できている		・ 人員体制 ・ 規程類の作成状況 ・ ニーズ調査の実施有無 ・ 案件形成能力の定着度 ・ 資金分配に係るノウハウの定着度		○	支援対象団体の採択後に組織診断を行ってから、各団体ごとにアウトカム指標の初期値を設定する				・ 資金分配を担える人員体制が整っている ・ 規程類の作成が完了している ・ ニーズ調査が完了している ・ 案件形成能力が備わっている ・ 資金分配に係るノウハウが備わっている (2028年3月)	

(5)-3 アウトプット	100字	指標	100字	モニタリング指標	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
（活動の実施により生み出された結果）								
各支援対象団体ごとの目標に対する進捗を管理するために定例会を160回実施する		支援対象団体との定例会実施回数					160回（5団体×32ヶ月）	
支援対象団体へ年間2回訪問する		支援対象団体への訪問回数					10回	

支援対象団体同士が事例を共有するなど、お互いに学び合う機会を創出するために情報交換会をオフラインで3回実施し、支援対象団体の職員が延べ30人参加する	情報交換会の実施回数 情報交換会の延べ参加人数			3回 30人
ガバナンス・コンプライアンス体制の整備等、支援対象団体が資金分配団体を目指す上で求められる内容に関連する研修会を8回実施し、支援対象団体の職員が延べ80人参加する	研修会の実施回数 研修会の延べ参加人数			8回 80人
効果的なニーズ調査、案件形成等に必要な各種資料のサンプルを作成し、支援対象団体に延べ10回提供する	資料作成の有無 支援対象団体への提供資料回数			10回
資金分配団体を目指す上での課題を特定し、アウトカム指標の初期値を設定するために、各支援対象団体ごとに組織診断を1回実施する	組織診断の実施回数			5回
案件形成を行う際に必要なニーズ調査のサポートを、各支援対象団体ごとに2回実施する	ニーズ調査のサポート回数			10回
資金分配団体の申請に向けた事業計画、資金計画の作成のサポートを各支援対象団体ごとに2回実施する	事業計画、資金計画の作成のサポート回数			10回
迅速な資金分配の開始に必要なマニュアルや円滑かつ効果的な資金分配の実施に必要なツールを作成し、支援対象団体に延べ15回提供する。	資料作成の有無 資料提供回数			15回
本プログラムを広く社会に発信、共有するために報告会をオンラインを2回実施し、国内フードバンク団体が延べ30団体参加する	報告会実施回数 報告会への延べ参加団体数			2回 30団体

(5)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）	200字	時期・期間	
公募前に、支援対象団体として採択された後に求められる作業量を説明するための公募前説明会を実施する		2025年8月～2028年3月末	48/200字
各支援対象団体ごとの目標に対する進捗を管理するために定例会を毎月実施する		①2025年9月、②2025年12月、③2026年4月、④2026年10月、⑤2027年4月、⑥2027年10月	36/200字
資金分配団体を目指す上での阻害要因となる課題の把握や課題解決策の立案及び実施の支援、進捗の管理のために支援対象団体へ訪問する		①2025年9月、②2025年12月、③2026年4月、④2026年10月、⑤2027年4月、⑥2027年10月	62/200字
支援対象団体同士が事例を共有するなど、お互いに学び合うことのできる情報交換会をオフラインで実施する		①2025年11月、②2026年11月、③2027年11月	49/200字
ガバナンス・コンプライアンス体制の整備等、支援対象団体が資金分配団体を目指す上で求められる内容に関連する研修会を実施する		①2025年8月、②2025年11月、③2026年2月、④2026年5月、⑤2026年9月、⑥2027年1月、⑦2027年5月、⑧2027年11月	60/200字
効果的なニーズ調査、案件形成等に必要な各種資料を作成し、サンプルを提供する		作成は2025年4月～7月、提供は必要に応じて随時提供する	37/200字
各支援対象団体ごとに資金分配団体を目指す上での課題を特定し、アウトカム指標の初期値を設定するために組織診断を実施する		2025年9月	58/200字
組織診断で明らかになった支援対象団体ごとの課題に対する解決策を立案し、その実施をサポートする		2025年10月～2028年3月末	46/200字
支援対象団体が案件形成を行う際に必要なニーズ調査のサポートを行う		①2025年10月～2026年1月、②2026年4月～7月、③2026年10月～2027年1月	32/200字

支援対象団体の資金分配団体の申請に向けた事業計画、資金計画の作成をサポートする	①2026年2月～2026年3月、②2026年8月～9月、③2027年2月～2027年3月	39/200字
迅速な資金分配の開始に必要なマニュアルを作成し、支援対象団体に提供する	資料作成は2025年4月～7月、提供は必要に応じて随時提供する	35/200字
円滑かつ効果的な資金分配の実施に必要なツールを作成し、支援対象団体に提供する	資金分配団体に採択された際に提供	38/200字
本プログラムを広く社会に発信、共有するために報告会をオンラインで行う	①2026年10月、②2028年2月	34/200字

(5)-5 インプット	
人材	内部合計3人（事業責任者1人、事務局2人） 、 外部合計3人（ガバナンス・コンプライアンス専門家1人、リスクマネジメント専門家2人）
資機材、その他	なし

(6)-1 支援対象団体が抱える課題の把握・検証方法（組織診断方法等）	436/1000字
支援対象団体が抱える課題としては、①資金分配の概念や実現可能性がフードバンク団体に十分に認知されていないこと、②資金分配団体に求められる組織体制の水準やプロセスが不鮮明であること、③支援対象団体のマンパワーが不足していることなどが挙げられます。支援対象団体の人的リソースに限りがある中で、本プログラムにおいて大きな負担を強いことが難しいため、活動支援団体と支援対象団体の間で、採択後に支援対象団体に求められる作業量について齟齬が生じないようにすることが極めて重要であると考えています。 そのため、支援対象団体を公募する以前の段階から、公募前説明会の実施により本プログラムに支援対象団体として採択された際の事務的な作業量を、具体的に示すことで双方の目線を合わせられるよう務めます。また採択後においても支援対象団体の組織診断を行うことで、客観的な課題を洗い出し、資金分配団体を目指すにあたって、優先的に取り組む課題解決策を双方で納得した双方が合意できるよう取り組みます。	
(6)-2 支援対象団体が抱える課題に対する支援内容の組み立て方法（支援対象団体との関係構築や支援内容合意のプロセス等）	303/1000字
支援計画作成にあたっては、支援対象団体が納得し合意できる計画にすることが重要であると考えています。全国フードバンク推進協議会では、休眠預金事業の22年度通常枠「自立したフードバンク団体育成のための組織基盤強化事業」において実行団体に対する組織診断に取り組んでおり、その際の知見を活かし、支援対象団体へのヒアリングや訪問などを通じた丁寧な組織診断を行うことで、本質的な課題への認知と理解を進めることにより、優先的に取り組む課題解決策に対する共通の認識を醸成します。また優先的に取り組む課題解決策が支援対象団体の組織体制的に無理のない範囲になっているか、慎重に確認し、双方の合意に基づき支援計画を作成します。	

V.支援対象団体の募集/選定

(1) 募集方法や案件発掘の工夫	183/200字
全国フードバンク推進協議会では、全国各地で活動するフードバンク団体に対して継続的な情報配信を行っている。申請数確保に向けて国内のフードバンク団体に対して公募情報を提供し、zoom等を活用したWEB会議による説明会も開催する。また他団体のメーリングリストにも公募情報を掲載するなど、幅広く周知する。希望団体にはオンラインの個別相談会を行い、疑問や不安の解消を図ります。	
(2) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保	110/200字
本プログラムに申請する団体には、既に資金分配団体や実行団体として採択されているか、また本プログラムで提供する支援内容が、既に採択されている事業において重複していないか支援対象団体公募時における申請様式において確認します。	

VI.主な実績と実施体制

(1) 専門性・強み202/400字

全国フードバンク推進協議会は、フードバンク団体設立支援から運営ノウハウの提供まで幅広い専門性を持ち、新設団体へのコンサルティングや国内フードバンク団体向けに定期的な研修を実施するなど運営支援を行っています。また、これまでに休眠預金事業の緊急枠に4事業、通常枠に2事業採択されている実績と経験から、本プログラムの目的である、資金分配団体を担えるフードバンク団体を発掘、育成するための専門性を有しています。

(2) 支援実績と成果280/800字

休眠預金事業の緊急枠としては20年度、21年度、23年度、24年度に採択されており、助成先の実行団体に適切な資金助成を行い、食料支援の地理的、数量的な拡大を実現してきました。

また、通常枠では22年度からフードバンク団体に対する基盤強化事業に取り組んでおり、24年度の通常枠では中核フードバンク団体の育成事業に取り組むなど、直接的なフードバンク活動に対する助成だけではなく、実行団体の組織体制の向上に向けた事業にも先駆的に取り組んできました。一方で本活動支援プログラムと弊会が実行団体として採択した団体への非資金的支援が重複しないよう配慮しながら取り組みます。

(3) 支援ノウハウ189/400字

案件形成に必要なニーズ調査の方法及びツール、適切な事業計画や資金計画の作成、実行団体の進捗や受益者に対するインパクトを明確にするための指標の設定方法、組織診断の実施、実行団体の公募方法、審査会の設置及び運営、休眠預金事業における会計事務、実行団体との円滑なコミュニケーションを実現するための手法やツール、研修会の実施などのノウハウを全国フードバンク推進協議会では有しています。

(4) 実施体制173/400字

本事業の実施体制は、事業責任者と事務局2名の合計3名です。事業責任者は、本事業の全体の方向性の決定や、全体の進行管理と評価、支援対象団体の目標設定、進捗確認を担当します。事務局は、定期的な研修会の準備や開催、支援対象団体との連絡・調整、支援対象団体に提供する資料作成の他、本プログラムにおいて設計した活動内容の実施に係る事務作業全般を担当します。

(5)コンソーシアム利用有無

なし

(6)従事者の当該分野における専門性・実績等（3名）

氏名	役割・役職	実績・資格等	
米山廣明	代表理事	2015年11月の全国フードバンク推進協議会設立時より事務局長を務め、2022年1月より現職。新設フードバンク団体の立ち上げ支援や育成、企業との連携促進、中央省庁や国会議員に対する政策提言活動も実施。また、休眠預金事業における案件形成や事業実施、実行団体への非資金的支援、事業完了報告まで事業全体を経験しています。	158/200字
			144/200字
			86/200字

(7)ガバナンス・コンプライアンス体制177/400字

全国フードバンク推進協議会では、各種規定類を作成し、不正行為や利益相反の取り組みを防ぐための研修を組織内で定期的の実施しています。また2024年度は活動支援団体である一般社団法人BLP-Networkの活動支援プログラムに申請し、採択されるなど、リスクマネジメントやガバナンス・コンプライアンス体制のさらなる向上に向けて主体的かつ積極的に取り組んでいます。



休眠預金活用事業 2024年度活動支援団体

「資金分配団体を目指すフードバンク団体育成事業」の 02_事前評価結果



一般社団法人
全国フードバンク推進協議会

評価の目的等

評価の目的	本事業における事前評価は、効果的な活動支援プログラムを設計するために、資金分配団体を目指すフードバンク団体の現状や取り巻く環境を分析し、課題と支援ニーズを明確化にすることにより、活動支援プログラムの必要性・妥当性を評価することを目的とします。
評価スケジュール	2024年11月18日(月)～2024年11月29日(金)
評価実施体制	代表理事及び事務局にて実施

地域フードバンク団体と中核フードバンク団体の定義

(1) 地域フードバンク団体とは？

全国各地で活動をしている、従来の単一フードバンク団体を指す。
2024年11月時点で279団体が国内で活動している。

(2) 中核フードバンク団体とは？

都道府県内、又は複数の都道府県を跨ぐ広域において、複数の地域フードバンク団体を支援するための中間支援組織のことを指す。

中核フードバンク団体のリサーチ

本活動支援プログラムで支援対象団体として想定する、中核フードバンク団体およびそれに準ずる活動を行っている地域フードバンク団体をリサーチしたところ、以下の29団体を確認することができた。

1. 北海道フードバンクネットワーク
2. 一般社団法人東北フードバンク連携センター
3. NPO法人フードバンク茨城
4. 栃木県フードバンク連絡協議会
5. NPO法人埼玉フードパントリーネットワーク
6. NPO法人フードバンクネット西埼玉
7. 千葉県フードバンク団体連絡会
8. NPO法人セカンドハーベストジャパン
9. NPO法人フードバンクTAMA
10. 公益社団法人フードバンクかながわ
11. 新潟県フードバンク連絡協議会
12. いしかわフードバンク・ネット
13. 北陸フードバンク推進協議会
14. 認定NPO法人フードバンク山梨
15. NPO法人フードバンクふじのくに
16. 一般社団法人愛知子ども応援プロジェクト
17. 特例認定NPO法人フードバンク愛知
18. 認定NPO法人セカンドハーベスト京都
19. 認定NPO法人ふーどばんく OSAKA
20. フードバンク関西
21. フードバンク奈良
22. 認定NPO法人ハーモニーネット未来
23. NPO法人フードバンクとくしま
24. 四国4県フードバンク連絡協議会
25. 一般社団法人福岡県フードバンク協議会
26. NPO法人フードバンクさが
27. 宮崎県フードバンク
28. フードバンクひのくに
29. 一般社団法人鹿児島県フードバンクセンター

評価表 ①課題の分析

評価項目	小項目	評価基準	評価結果
①課題の分析 (ニーズの分析)	課題の妥当性	どのような団体のどのような課題を解決しようとするのか	国内の中核フードバンク団体において、他団体に助成金を分配するという発想が希薄であること。また資金分配団体になるために求められる組織体制や案件形成能力、ノウハウ等が不足しているためこれらの課題を解決する
		想定する支援対象団体が抱える組織・活動上の課題を十分に把握しているか	ガバナンス・コンプライアンス体制の整備や人手不足、案件形成能力、ニーズ調査の手法、指標の設定方法などが課題となっている
		組織・活動上の課題の問題構造を十分に把握しているか	① 他団体に助成金を分配するという意識や発想が希薄である ② 他団体に助成金を分配する場合の財源が不足している ③ 財源として休眠預金を活用する場合、資金分配団体に求められる組織体制やノウハウが不足している ④ 資金分配団体を目指す団体をサポートする仕組みが存在しない
		組織・活動上の課題の解決が、社会課題の解決の担い手育成につながるか	資金分配団体の概念を周知し、課題である資金分配団体に必要な組織体制やノウハウを提供することで、担い手の育成につながる
	支援対象の妥当性	支援対象団体の想定は適切か（対象、規模など）	支援対象団体は、リサーチした中核フードバンクおよびそれに準ずる地域フードバンク29団体を想定している。今後他団体への資金助成を行う意志のある地域フードバンクも対象とする。活動規模としては最低でも1名以上の有給スタッフを雇用している団体を想定している
		想定する支援対象団体はどのような問題・関心・期待・懸念などを持っているか	支援対象団体は、資金分配団体に求められる体制の水準が理解できていない。また資金分配団体を目指すにはどのようなプロセスが求められるか、どの程度の事務負担が生じるか、自団体がそれらの事務に耐えうるか分からないことが懸念点である。したがって本プログラムの初期段階で、これらの懸念点を払拭し資金分配団体を目指すプロセスや負担を明確にすることが期待される
		想定する支援対象団体以外への波及性はあるか	資金分配団体が増えることで、他フードバンク団体への資金助成の件数と規模が増加し、結果として困窮世帯への食料支援量も増加する。支援対象団体が資金分配団体になることは、地域他フードバンク団体に対しても高い波及効果がある
		支援対象団体の課題解決にとって重要な関係者は誰か	支援対象団体の抱える課題の多くは活動支援団体からの支援により解決されるため、重要な関係者は活動支援団体である

評価表 ②事業設計の分析

評価項目	小項目	評価基準	評価結果
②事業設計の分析 (セオリーの分析)	事業設計の妥当性	活動支援プログラムを通して最終的に達成したい目標や中間的なアウトカムが明示されているか	支援対象団体が支援期間終了後に資金分配団体として実行団体に助成を行っている状態を中長期アウトカムとしている
		活動支援プログラムを通して最終的に達成したい目標を立てる際に、支援対象団体や地域への負の影響の予防を検討できているか	倫理観の欠如した資金分配団体は、地域においても休眠預金事業全体にとってもマイナスである。そのため資金分配団体に求められる、適切なガバナンス・コンプライアンス体制や倫理観等の適切なマインドセットを持てるよう初期段階で明確かつ厳格に説明、指導する
		目標の達成・課題解決の道筋は論理的であるか	課題を明確にし、課題の解決により目標が達成できる論理的な事業計画を設計した
		目標・アウトカムや事業設計の内容の達成状況・進捗状況を測定できるように具体的な指標を設定しているか	事業計画書にて具体的な指標を設定した
		事業設計には多様な関係者の意見が反映されているか	中核フードバンク、地域フードバンク団体から意見を反映している
		達成したい目標に対して支援対象団体への期待は明確に設定され公表されているか	事業計画書にて設定している。また支援対象団体に期待する取り組みや目標は、支援対象団体の公募前に説明会にて説明する
	事業計画の妥当性	目標の達成・課題解決のための計画は、組織内の人的・金銭的・専門性やノウハウ・ネットワークの観点からみて合理的であるか	合理的な事業計画、資金計画を作成した
		支援対象団体がそれぞれ抱える組織・活動上の課題に応じた活動計画が検討されているか	支援対象団体のそれぞれの課題に対応する解決策を事業計画書の活動内容に記載した
		支援対象団体から活動支援プログラムに対するフィードバックを得ることが盛り込まれているか	中間評価時において、支援対象団体からのフィードバックが得られるような事業計画とした
		支援対象団体が考える又は解決を希望する組織・活動上の課題と、組織診断等を踏まえて把握された組織・活動上の課題が異なった場合の対策は検討されているか	想定する支援対象団体の課題が異なった場合は、新に明らかになった課題に対して適切な解決策を立案、実施するなど柔軟に対応する
		計画の妨げとなる事象が十分に検討され、それを軽減するための対策は検討されているか	計画の妨げになり得る事象は、支援対象団体の人手不足である。そのため支援対象団体の事務負担が少ないプログラムを設計した
		地域や分野における既存の類似支援（組織基盤強化プログラム等）を阻害する内容となっていないか	既存の類似支援を阻害する内容にはなっていない

評価表 ③実施状況の分析

評価項目	小項目	評価基準	評価結果
③実施状況の分析	実施状況の適切性	活動支援プログラムの運営管理体制（進捗管理の仕組み、人員体制、意思決定過程の整理など）の計画に問題はないか	活動支援団体の運営体制の計画には問題ない
		アウトプットの指標は適切に設定されているか	事業計画書にて適切なアウトプット指標を設定した
		アウトプットの目標値、達成目標時期は妥当か	事業計画書にて妥当なアウトプットの目標値、達成目標時期を設定した
		アウトプットの指標入手手段は適切か（入手が困難ではないか、費用がかかりすぎないか、進捗管理手段として使えるかなど）	アウトプットの指標の入手手段は適切である
		活動支援プログラムに関する知見や経験を蓄積し、社会に共有することが検討されているか	活動支援プログラムに関する知見を広く社会に共有するために、全国のフードバンク団体を対象に中間と最終報告会を実施する。
		支援対象団体が組織・活動上の課題解決に取り組むに当たって必要な環境づくりは検討されているか	必要な環境づくりとしては、支援対象団体の人員体制の整備が挙げられる。そのため、人員体制の整備が必要な場合は、財源や人材の確保の手法も含めてサポートする

事前評価結果

事前評価において、課題の分析、事業設計の分析、実施状況の分析の実施を通じて、支援対象団体の課題や支援ニーズ、波及効果を明確化にしました。その結果、本活動支援プログラムの必要性や妥当性は高いと評価しました。

評価項目	事前評価結果のまとめ
①課題の分析 (ニーズの分析)	支援対象団体として想定する中核フードバンク団体等を29団体リサーチした。また、これらの団体の課題や問題構造の分析を行い、支援ニーズを把握した。本活動支援プログラムは資金分配団体を増やすことを目的としており、支援対象団体以外他団体に対する波及効果も高いプログラムであると考えられる
②事業設計の分析 (セオリーの分析)	最終的に達成したい目標を明確にし、達成状況や進捗の管理ができるような指標も設定した。また、支援対象団体が抱える組織課題に対応した活動を、支援対象団体の負担が少ない形で取り組めるような合理的なプログラムを設計した
③実施状況の分析	本プログラムの進捗を管理できるよう適切なアウトプット指標を設定した。また本プログラムで得られた知見は広く社会に発信し、より多くの波及効果を生み出せるようなプログラムとした

事業期間		2025/04/01 ~ 2028/03/31	
活動支援団体	事業名	資金分配団体を目指す食支援団体育成事業	
	団体名	一般社団法人全国フードバンク推進協議会	

	助成金	
事業費		38,014,000
直接事業費		33,406,000
管理的経費		4,608,000
評価関連経費		915,000
合計		38,929,000

1. 事業費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	0	13,578,000	13,018,000	11,418,000	38,014,000
直接事業費	0	12,042,000	11,482,000	9,882,000	33,406,000
管理の経費	0	1,536,000	1,536,000	1,536,000	4,608,000

2. 評価関連経費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (B)	0	205,000	355,000	355,000	915,000

3. 合計

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B)	0	13,783,000	13,373,000	11,773,000	38,929,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.00%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名		全国フードバンク推進協議会	
郵便番号		171-0014	
都道府県		東京都	
市区町村		豊島区池袋	
番地等		2丁目61-4 エヌアイビル 3F	
電話番号		03-6912-9444	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.fb-kyougikai.net/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/foodbankalljapan/	
		https://twitter.com/fbkyougikai11	
設立年月日		2015/11/13	
法人格取得年月日		2018/02/23	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ヨネヤマヒロアキ
	氏名	米山廣明
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	6
理事・取締役数 [人]	5
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	10
常勤職員・従業員数 [人]	7
有給 [人]	7
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数〔団体数〕	65
団体正会員〔団体数〕	65
団体その他会員〔団体数〕	0
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績)〔人〕	0
個人正会員〔人〕	0
個人その他会員〔人〕	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-			
決済責任者 氏名／勤務形態				
通帳管理者 氏名／勤務形態				
経理担当者 氏名／勤務形態				

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	36
申請前年度の助成総額 [円]	13,359万円
助成した事業の実績内容	2022年度 厚生労働省「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」(11,703万円を51団体に助成) 2022年度 厚生労働省(2次補正予算)「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」(1,663万円を35団体に助成) 2022年度 2021年度新型コロナウイルス対応支援助成(4,913万円を7実行団体に助成) 2023年度 2022年通常枠助成(7,540万円を6実行団体に助成) 2023年度 2023年新型コロナ及び原油価格・物価高騰対応支援枠助成(5,394万円を7実行団体に助成) 2023年度 オリックス宮内財団「第6回フードバンクこども応援全国プロジェクト助成」(425万円を23団体に助成)

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	2016年 第1回こどもの未来応援基事業 「フードバンク等子ども支援団体への組織基盤強化事業」 事業内容：新設団体の立ち上げ支援、既存のフードバンク団体の基盤強化、食品寄贈企業の開拓とフードバンク団体への食品寄贈のマッチング、研修会の開催、オンライン及び直接訪問によるノウハウ支援、全国フードドライブキャンペーンの実施、シンポジウムの開催 2017年 第2回こどもの未来応援基事業「フードバンク団体への組織基盤強化事業」 事業内容：組織基盤強化を目的としたフードバンク団体への伴走支援、食品寄贈企業の開拓及びフードバンク団体への食品寄贈のマッチング、研修会の開催、オンライン及び直接訪問によるノウハウ支援、全国フードドライブキャンペーンの実施、シンポジウムの開催 2018年 第3回こどもの未来応援基事業「フードバンク団体への組織基盤強化事業」 フードバンク団体の組織基盤強化を目的として組織診断及び課題解決策の立案・実施の支援、食品寄贈企業の開拓及びフードバンク団体への食品寄贈のマッチング、東北、関東、関西、九州における研修会の開催、オンライン及び直接訪問によるノウハウ支援、全国フードドライブキャンペーンの実施、シンポジウムの開催 2021年 2021年度通常枠実行団体「四国及び九州における災害時の食料支援体制構築事業」

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	資金分配団体を旨とする食支援団体育成事業
団体名:	一般社団法人全国フードバンク推進協議会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
①規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
②申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
③過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
④以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
		確認が必要です。E列に未記入があります。	記入完了	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第14条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第15条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第15条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第15条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第13条
(6)決議(過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第18条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第19条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			対象外	
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第29条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第29条
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	理事会規則	第3条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第31条
(3)招集理由		公募申請時に提出	理事会規則	第3条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第31条
(5)決議事項		公募申請時に提出	理事会規則	第16条
(6)決議 (過半数が3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第33条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための自己申告等に関する規定	第6条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第35条
● 理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第22条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第23条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程		対象外(評議員は置いておらず、また理事などの役員は全て無償を原則としているため、報酬の額等は定めていない)	
(2)報酬の支払い方法			対象外(評議員は置いておらず、また理事などの役員は全て無償を原則としているため、報酬の支払い方法は定めていない)	

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第11条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第6条 イ項
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	職場におけるハラスメントの防止に関する規程	第1条～第8条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規定	第9条 イ項
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・倫理規定	・第7条 ・第6条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第5条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第5条、第8条、第10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規定	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規定	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規定	別紙「業務の概要」
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規定	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規定	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規定	第6条、第7条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	第1条、第7条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	第4条～第12条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規定	第7条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規定	第10条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規定	第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	定款 情報公開規程	第39条、第40条 別表
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規定	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規定	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規定	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規定	第13条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第9条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第22条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	2章
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第21条～23条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第7章

一般社団法人全国フードバンク推進協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国フードバンク推進協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、国内フードバンク団体が抱える課題解決やフードバンクを取り巻く社会的環境整備を行うことにより食品ロス削減、貧困問題の解決に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 日本国内の地方自治体、関係省庁への政策提言、フードバンク活動の推進に必要な情報収集・調査研究事業
- (2) 日本国内のフードバンクの認知度や信頼性を高めるための広報活動
- (3) 個々のフードバンク団体への情報提供、コンサルティング、研修会の開催、新設団体立ち上げ支援
- (4) 食品や活動資金、知的財産等、フードバンク活動の推進に必要な資源の分配
- (5) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により当該会員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 総正会員の同意があったとき。
- (5) 会員である団体が解散したとき。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 代表理事は、社員総会の開催日の7日前までに、各社員に対して、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面または電磁的記録をもって通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、社員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、社員総会を開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項に規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散及び残余財産の処分

(5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

(6) 基本財産の処分

(7) その他法令又はこの定款で定める事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上 10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を総理する。

3 各理事は代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 20 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 26 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める

(取引の制限)

第 27 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 28 条 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 29 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事、及びその配偶者、又は3親等内の親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体の理事である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(5) 規則の制定、変更及び廃止

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事（代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは出席した理事）及び監事は、当該議事録に記名押印又は法令に従い電子署名するものとする。

(理事会規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

（基金の拠出）

第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

（事業年度）

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

（事業計画及び収支予算）

第39条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金の不分配）

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 委員会

(委員会)

第42条 この法人の事業遂行のために必要のあるときは、理事会の決議を経て各種委員会を置くことができる。

(委員の選任)

第43条 委員会に、委員長その他必要な委員を置く。

2 委員長は、理事会の決議によって選任する。

3 委員は、委員長が理事長及び理事と協議の上選任する。

(委員会の任務)

第44条 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第49条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 阿部知幸

設立時理事 太田茂雄

設立時理事 菊地謙

設立時理事 鈴木和樹

設立時代表理事 米山恵子

設立時監事 武藤高晴

(設立時社員の氏名及び住所)

第50条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 阿部知幸

住所 [REDACTED]

設立時社員 太田茂雄

住所 [REDACTED]

設立時社員 大野覚

住所 [REDACTED]

設立時社員 菊地謙

住所 [REDACTED]

設立時社員 鈴木和樹

住所 [REDACTED]

設立時社員 米山恵子

住所 [REDACTED]

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

履歴事項全部証明書

東京都豊島区池袋二丁目61番4号エヌアイビル3階
一般社団法人全国フードバンク推進協議会

会社法人等番号	0124-05-004136
名 称	一般社団法人全国フードバンク推進協議会
主たる事務所	東京都豊島区池袋二丁目61番4号エヌアイビル3階
法人の公告方法	当法人の公告は、電子公告により行う。 http://www.fb-kyougikai.net ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。
法人成立の年月日	平成30年2月23日
目的等	当法人は、国内フードバンク団体が抱える課題解決やフードバンクを取り巻く社会的環境整備を行うことにより食品ロス削減、貧困問題の解決に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。 (1) 日本国内の地方自治体、関係省庁への政策提言、フードバンク活動の推進に必要な情報収集・調査研究事業 (2) 日本国内のフードバンクの認知度や信頼性を高めるための広報活動 (3) 個々のフードバンク団体への情報提供、コンサルティング、研修会の開催、新設団体立ち上げ支援 (4) 食品や活動資金、知的財産等、フードバンク活動の推進に必要な資源の分配 (5) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業
役員に関する事項	令和 4年 1月31日就任
	代表理事 米 山 廣 明
	令和 5年 6月30日重任
	代表理事 米 山 廣 明
	令和 5年 7月18日登記
	理事 阿 部 知 幸
理事	阿 部 知 幸
	令和 5年 6月30日重任
	令和 5年 7月18日登記

	理事	菊 地 謙	令和 3 年 6 月 2 9 日 重任
	理事	菊 地 謙	令和 5 年 6 月 3 0 日 重任
			令和 5 年 7 月 1 8 日 登記
	理事	鈴 木 和 樹	令和 3 年 6 月 2 9 日 重任
	理事	鈴 木 和 樹	令和 5 年 6 月 3 0 日 重任
			令和 5 年 7 月 1 8 日 登記
	理事	米 山 廣 明	令和 4 年 1 月 3 1 日 就任
	理事	米 山 廣 明	令和 5 年 6 月 3 0 日 重任
			令和 5 年 7 月 1 8 日 登記
	理事	齊 藤 加 代 子	令和 4 年 1 月 3 1 日 就任
	理事	齊 藤 加 代 子	令和 5 年 6 月 3 0 日 重任
			令和 5 年 7 月 1 8 日 登記
	監事	坂 本 新	令和 3 年 6 月 2 9 日 重任
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。		
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人		
監事設置法人に関する事項	監事設置法人		
登記記録に関する事項	令和4年9月15日東京都小金井市梶野町1-2-36東小金井事業創造センターKO-TO内から主たる事務所移転 令和 4 年 1 0 月 6 日 登記		

東京都豊島区池袋二丁目61番4号エヌアイビル3階
一般社団法人全国フードバンク推進協議会



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(東京法務局豊島出張所管轄)

令和 6年12月20日

東京法務局豊島出張所
登記官

鹿 田 和 輝



整理番号 マ675870

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

3 / 3

一般社団法人全国フードバンク推進協議会

2021 年度 事業報告書

(1) 政策提言・調査研究

①目的

国内フードバンク団体の支援ニーズを政策に反映させるため、中央省庁や国会議員を対象に政策提言を行う。

②対象

国会議員、中央省庁等

③実施内容

・2021年4月

対象：坂本哲志内閣府特命担当大臣（少子化対策、地方創生）

内容：プレスリリースを行った上で要望書を提出。農林水産省の補助事業に対する要望、孤独・孤立対策におけるフードバンクの活用、経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）への記載について要望。



・2021年6月

対象：NP0議連総会ヒアリング

内容：コロナ禍におけるフードバンク活動の現状と課題について報告。農林水産省の補助事業に対する要望。

・2021年6月

対象：自由民主党 党組織運動本部長 小野寺五典 衆議院議員

内容：コロナ禍におけるフードバンク活動の現状と課題について報告。農林水産省の補助事業、備蓄米の福祉的活用について要望。

・2021年9月

対象：第4回食品ロス削減推進会議

内容：代表理事の米山恵子が委員として出席。現在法律に基づき実施されている施策についてコメント。

・2021年11月

対象：消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室

内容：食品ロス削減推進室に日本フードバンク連盟と共同で要望書を提出。賞味期限切れ食品の活用に対する懸念点について申し入れ。



・2021年11月

対象：自由民主党 NPO・NGO 関係団体委員会におけるヒアリング

内容：備蓄米の活用、フードバンクの基盤強化（食品の保管、運搬、配布能力の向上）について要望。

・2021年12月

対象：公明党 竹谷とし子参議院議員（超党派「食品ロス削減及びフードバンク支援を推進する議員連盟」事務局長）

内容：備蓄米の福祉的活用について要望。

・2022年2月

対象：孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設立総会

内容：深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について総合的な対策を推進するため内閣官房に、孤独・孤立対策担当室が設置されている。また、孤独・孤立対策官民連携プラットフォームが2月25日に発足。全国フードバンク推進協議会は幹事団体として参画。

・2022年2月

対象：第5回食品ロス削減推進会議

内容：認定NPO法人フードバンク山梨理事長として米山恵子が出席。推進会議の中で、食品ロス削減推進大賞等の受賞企業・団体について報告があった。

(2) 第1回「フードバンクこども応援全国プロジェクト」

①目的

加盟フードバンク団体との連携により全国的な食料支援活動を行うことで、給食のない夏休み期間中の子ども達への支援を拡充する。

②実施内容

- ・実施時期：2021 年 7 月中旬～ 8 月末
- ・参加加盟フードバンク：全国 22 団体
- ・支援世帯：延べ 14,000 世帯

(3) 第2回「フードバンクこども応援全国プロジェクト」

①目的

加盟フードバンク団体との連携により全国的な食料支援活動を行うことで、給食のない冬休み期間中の子ども達への支援を拡充させる。

②実施内容

- ・実施時期：2022 年 12 月中旬～1 月
- ・参加加盟フードバンク：全国 24 団体
- ・支援世帯：延べ 10,600 世帯





◆協賛企業様

健康にアイデアを
meiji

LAWSON

素材、きわだつ。
モランボン

お口の恋人
LOTTE



Coca-Cola
BOTTLERS JAPAN INC.

JR-Cross

生きるを、しなやかに。

Q'SAI

小林製薬株式会社

marukome
日本のあたたかさ、未来へ。

YOUKI

Asahi
アサヒグループ食品

NTT

丸文株式会社

◆プロジェクト参加団体への助成について

食の支援を必要とする子どもたちに、より多くの食品を届けることを目的として、プロジェクトに参加する加盟フードバンク団体が負担する食料支援に係る配送費用に対して助成を行うため、クラウドファンディングを実施。

目標：300 万円

クラウドファンディング実施期間：2021 年 11 月 10 日～12 月 20 日

結果：目標を達成（330 万円の寄付）

(4) 食品企業開拓及びマッチング

①目的

各地のフードバンク団体に寄贈食品を提供することで、最終受益者への食料支援を拡充する。

②実施内容

食品企業に対して食品の寄贈依頼を行う。また、企業からの寄贈食品は全国各地の加盟フードバンク団体とマッチングし、提供する。

③実施期間

通年

④寄贈実績

項目	2019 年度実績	2020 年度実績 (前年比)	2021 年度実績 (前年比)
延べ寄贈企業数	64 社	122 社 (1.91 倍)	167 社 (1.37 倍)
合計寄贈重量	120.25 トン	272.82 トン (2.27 倍)	327.3 トン (1.20 倍)
延べ提供先フードバンク 団体数	494 団体	1,125 団体 (2.28 倍)	1,296 団体 (1.15 倍)
食品寄贈 1 回当たりの 平均寄贈重量	1.88 トン	2.26 トン (1.20 倍)	1.96 トン (0.87 倍)
食品寄贈 1 回あたりの平均 提供先フードバンク団体数	7.72 団体	9.22 団体 (1.19 倍)	7.76 団体 (0.84 倍)

※寄贈企業の一覧情報は別紙参照

(5) 休眠預金等活用法に基づく新型コロナウイルス対応緊急支援 助成の実施

①目的

新型コロナウイルス感染症の影響により急増する生活困窮世帯に対してフードバンク等の食料支援を行う団体が、行政や社会福祉協議会、子ども食堂などと

連携して実施する食料支援活動の地理的・数量的な拡大をめざし、スタッフの雇用や、食品取扱量増加に向けたインフラ整備、その他助成事業の実施に必要な経費を助成。

②助成金額

1 団体当たり：上限 410 万円

総額：2,870 万円（7 団体への助成）

（6）令和 3 年度厚生労働省ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業の活用

①目的

フードバンク団体等の食品の支援活動を行う団体に対して、食品の提供及び配布能力の向上に向けたインフラ整備を支援ことによって、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮するひとり親世帯などへの食料支援活動を拡充する。

②助成内容

支援が決定した 40 の食料支援団体に缶詰、乾麺（パスタ等）、レトルト食品等の 2～3 種類の食品と冷蔵・冷凍・生鮮食品を運搬するための多機能断熱ボックスを提供。

◆支援団体一覧（40 団体）

	団体名
1	フードバンク道南協議会
2	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
3	特定非営利活動法人ワーカーズコープぽっけ フードバンクとまこまい
4	特定非営利活動法人 フードバンク岩手
5	NPO 法人 FUKUSHIMA いのちの水
6	NPO 法人 Happy リレーいろいろ

	団体名
7	特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパン
8	フードバンク府中
9	フードバンク立川
10	フードバンクふじさわ
11	認定 NPO 法人フードバンク渋谷
12	特定非営利活動法人フードバンク湘南
13	フードバンクさど
14	フードパントリー北区
15	特定非営利活動法人フードバンクにいがた
16	特定非営利活動法人ピーカブー
17	フードバンクかしわざき
18	特定非営利活動法人 NPO さんじょう
19	フードバンクかも
20	フードバンクみつけ
21	認定特定非営利活動法人くびき野 NPO サポートセンター
22	フードバンクあが
23	認定 NPO 法人フードバンク山梨
24	特定非営利活動法人 NPO ホットライン信州
25	特定非営利活動法人のわみサポートセンター
26	特定非営利活動法人東三河フードバンク
27	フードバンクかすがい

	団体名
28	特定非営利活動法人フードバンク京都
29	NPO 法人 Happymam
30	フードバンクせとうち
31	順正デリシャスフードキッズクラブ (学校法人 順正学園ボランティアセンター)
32	認定 NPO 法人ハーモニーネット未来
33	フードバンクとっとり
34	一般社団法人高知あいあいネット・フードバンク高知
35	認定 NPO 法人フードバンク北九州ライフアゲイン
36	特定非営利活動法人フードバンクさが
37	一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさき
38	社会福祉法人南苑会 フードバンク熊本
39	財部町身体障害者協議会 (フードバンクそお)
40	特定非営利活動法人てしおて

◆支援物資の活用状況

特定非営利活動法人 NPO ホットライン信州



NPO 法人てしおて



NPO 法人フードバンクさが



NPO 法人フードバンク湘南



以上

一般社団法人全国フードバンク推進協議会

2022 年度 事業報告書

(1) 政策提言・調査研究

①目的

国内フードバンク団体の支援ニーズを政策に反映させるため、中央省庁や国会議員を対象に政策提言を行う。

②対象

国会議員、中央省庁等

③実施内容

・ 2022 年 9 月 29 日

提言先：農林水産省

内容：「物価高騰の中での期限内食品の有効活用に関する意見交換会」

・ 2022 年 10 月 11 日

提言先：岸田文雄内閣総理大臣

内容：経済的な困難を抱える家庭を支援する団体関係者と車座で対話。コロナ禍におけるフードバンク活動の現状と課題、政策的な要望など、意見交換を行う。その後 2022 年 10 月 28 日に閣議決定した、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」にフードバンクへの支援が明記される。



・ 2022 年 10 月 18 日

提言先：自由民主党 NPO・NGO 関係団体委員会

内容：「予算・税制等に関する政策懇談会」において政策要望



・2022年11月11日

提言先：農林水産省 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会

内容：フードバンクを介した平時における食料安全保障について提言。食料・農業・農村基本法の見直しに向けた、中間の取りまとめにフードバンク活動への支援が明記される。

今後20年の変化を見据え、現行基本法の基本理念や主要施策等を見直し

1 基本理念

(1) 国民一人一人の食料安全保障の確立

国民の視点に立って、食料安全保障を、不測時に限らず「国民一人一人が活動的かつ健康的な活動を行うために十分な食料を、将来にわたり入手可能な状態」と定義し、平時から食料安全保障の達成を図る。

①食料の安定供給のための総合的な取組

国内農業生産の増大を基本としつつ、輸入の安定確保や備蓄の有効活用等も一層重視

②全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善

買い物困難者等の解消に向けて地域の食品製造、流通、小売事業者による供給体制の整備、経済的理由により十分な食料を入手できない者を支えるフードバンク等の活動への支援等

③海外市場も視野に入れた産業への転換

農業・食品産業の食料供給機能の維持強化を図るために海外市場も視野に入れた産業に転換

④適正な価格形成に向けた仕組みの構築

消費者や実需者のニーズに応じて生産された農産物について、市場における適正な価格形成を実現し、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能な食料システムを構築

(2) 環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換

食料供給以外の、正の多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るとともに、農業生産活動に伴う環境負荷等のマイナスの影響を最小限化する観点から、気候変動や海外の環境

• 2022 年 11 月 14 日

提言先：自由民主党 孤独・孤立対策特命委員会

内容：フードバンクを介した食料安全保障、予算要望等について提言

• 2023 年 2 月 2 日

提言先：自由民主党 食品ロス削減推進 PT

内容：予算要望等について提言



④調査・研究

「ソーシャルアクションアカデミーとの連携によるフードバンクに関する調査」

- ・ フードバンク運営における、広報活動の役割と重要性を明らかにする為の調査
- ・ フードバンクを通じた生活困窮者等への支援に係る企業の取組みに対する調査
- ・ 物価高の影響も含めたフードバンク団体の最新実態、および補助金・助成金申請やウェブサイトの改善のための各種調査

(2) 第3回「フードバンクこども応援全国プロジェクト」

①目的

加盟フードバンク団体との連携により全国的な食料支援活動を行うことで、給食のない夏休み期間中の子ども達への支援を拡充する。

②実施内容

- ・ 実施時期：2022 年 7 月～9 月末
- ・ 参加加盟フードバンク：全国 22 団体
- ・ 支援世帯：17,675 世帯

(3) 第4回「フードバンクこども応援全国プロジェクト」

①目的

加盟フードバンク団体との連携により全国的な食料支援活動を行うことで、給食のない冬休み期間中の子ども達への支援を拡充する。

②実施内容

- ・実施時期：2022年12月～2023年1月
- ・参加加盟フードバンク：全国31団体
- ・支援世帯：28,565世帯



③協賛企業様

健康にアイデアを

meiji

LAWSON

Coca-Cola
BOTTLERS JAPAN INC.

素材、きわだつ。
モランボン

全農

meito

かがやく“笑顔”のために
森永乳業
morinaga

はたけのみかた

創業明治37年
塩水港精糖株式会社
ENSUIKO SUGAR REFINING CO., LTD.

ZENCHINREN

みつ花印の
東洋精糖株式会社
Toyo Sugar Refining Co., Ltd.

STEFANY
GINZA TOKYO

第一興商

大和証券
Daiva Securities

NTT

SPACE SHOWER

(4) 食品企業開拓及びマッチング

① 目的

各地の加盟フードバンク団体に寄贈食品を提供することで、最終受益者への食料支援を拡充する。

② 実施内容

食品企業に対して食品の寄贈依頼を行う。また、企業からの寄贈食品は全国各地の加盟フードバンク団体とマッチングし、提供する。

③ 実施期間

通年

④ 寄贈実績

項目	2020 年度実績	2021 年度実績 (前年比)	2022 年度実績 (前年比)
延べ寄贈企業数	122 社	167 社 (1.37 倍)	178 社 (1.06 倍)
合計寄贈重量	272.82 トン	327.3 トン (1.20 倍)	470.89 トン (1.43 倍)
延べ提供先フードバンク 団体数	1,125 団体	1,296 団体 (1.15 倍)	1,539 団体 (1.18 倍)
食品寄贈 1 回当たりの 平均寄贈重量	2.26 トン	1.96 トン (0.87 倍)	2.64 トン (1.34 倍)
食品寄贈 1 回あたりの平均 提供先フードバンク団体数	9.22 団体	7.76 団体 (0.84 倍)	8.64 団体 (1.10 倍)

※寄贈企業の一覧情報は別紙参照

(5) 休眠預金等活用法に基づく新型コロナウイルス対応緊急支援助成の実施

① 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により急増する生活困窮世帯に対してフードバンク等の食料支援を行う団体が、行政や社会福祉協議会、子ども食堂などと連携して実施する食料支援活動の地理的・数量的な拡大をめざし、スタッフの雇用や、食品取扱量増加に向けたインフラ整備、その他助成事業の実施に必要な経費を助成する。

② 助成金額

1 団体当たり：上限 600 万円

総額：約 4,200 万円（7 団体への助成）

(6) 令和 4 年度厚生労働省「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」の活用

① 目的

フードバンク団体等の食品の支援活動を行う団体に対して、食品の提供及び配布能力の向上に向けたインフラ整備を支援することによって、新型コロナウイルス感染症の影響により困窮するひとり親世帯などへの食料支援活動を拡充する。

② 助成内容

新型コロナウイルス感染症の影響等により困窮するひとり親家庭等の子ども等を支援するため、食品の支援活動を行う団体に対して資金的な助成を行い、一人でも多くの困窮世帯の子どもたちへの継続的な食料支援に繋げる。

また、特に夏休み期間中の給食のない時期に、食事の確保が困難になる困窮世帯や子どもが増加するため、そのような子育て世帯に対する集中的な支援活動を行う団体にも助成する。

③ 助成団体数

令和 4 年度「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」：51 団体

令和 4 年度第 2 次補正「ひとり親家庭等の子どもの食事等支援事業」：35 団体

④ 支援物資の活用状況

新潟県フードバンク連絡協議会



学校法人 順正学園



フードバンクとっとり



NPO 法人フードバンク ぎふ



フードバンクむらかみ



嵐山こども食堂



以上

一般社団法人全国フードバンク推進協議会

2023 年度 事業報告書

(1) 政策提言

①目的

国内フードバンク団体の支援ニーズを政策に反映させるため、中央省庁や国会議員を対象に政策提言を行う。

②対象

国会議員、中央省庁等

③実施内容

・ 2023 年 9 月 26 日

提言先：消費者庁

内容：「食品ロス削減の推進に関するワーキンググループ」

・ 2023 年 11 月 6 日

提言先：自由民主党 NPO・NGO 関係団体委員会

内容：「予算・税制等に関する政策懇談会」において政策要望



・ 2023 年 12 月 14 日

提言先：消費者庁

内容：「食品ロス削減の推進に関するワーキンググループ」

・ 2023 年 12 月 22 日

提言先：第 8 回食品ロス削減推進会議

内容：2023 年 11 月 19 日付で代表理事の米山が食品ロス削減推進会議の委員に就任。食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ（案）への意見を提出。

また、免責制度の導入、定期的な実態調査、フードバンクを介した食品ロス削減に関する長期目標の設定、基金の造成などについて提言。

・ 2024 年 2 月 19 日

提言先：自見はなこ大臣

内容：国内フードバンク団体の活動状況や課題の説明、食品ロス削減関連施策に関して幅広く意見交換。また国内フードバンクの成長に向けた提言を行う。



・ 2023 年 3 月 22 日

提言先：消費者庁

内容：「食品ロス削減の推進に関するワーキンググループ」

(2) 第5回「フードバンクこども応援全国プロジェクト」

①目的

加盟フードバンク団体との連携により全国的な食料支援活動を行うことで、給食のない夏休み期間中の子ども達への支援を拡充する。

②実施内容

- ・実施時期：2023年7月～8月末
- ・参加加盟フードバンク：全国38団体
- ・支援世帯：38,549世帯



③協賛企業様



(3) 第6回「フードバンクこども応援全国プロジェクト」

①目的

加盟フードバンク団体との連携により全国的な食料支援活動を行うことで、給食のない冬休み期間中の子ども達への支援を拡充する。

②実施内容

- ・実施時期：2023年12月～2024年1月末
- ・参加加盟フードバンク：全国39団体
- ・支援世帯：38,317世帯



③協賛企業様



(4) 食品企業開拓及びマッチング

① 目的

各地の加盟フードバンク団体に寄贈食品を提供することで、最終受益者への食料支援を拡充する。

② 実施内容

食品企業に対して食品の寄贈依頼を行う。また、企業からの寄贈食品は全国各地の加盟フードバンク団体とマッチングし、提供する。

③ 実施期間

通年

④ 寄贈実績

項目	2021 年度実績	2022 年度実績 (前年比)	2023 年度実績 (前年比)
延べ寄贈企業数	167 社	178 社 (1.06 倍)	194 社 (1.09 倍)
合計寄贈重量	327.3 トン	470.89 トン (1.43 倍)	800.23 トン (1.70 倍)
延べ提供先フードバンク 団体数	1,206 団体	1,539 団体 (1.18 倍)	1,593 団体 (1.04 倍)
食品寄贈 1 回当たりの 平均寄贈重量 ※日用品等含む	1.96 トン	2.64 トン (1.34 倍)	4.12 トン (1.56 倍)
食品寄贈 1 回あたりの平均 提供先フードバンク団体数 ※日用品等含む	7.76 団体	8.64 団体 (1.10 倍)	8.21 団体 (0.95 倍)

※寄贈企業の一覧情報は別紙参照

(5) 「令和5年度孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査」の取り組みとして「フードバンク団体を起点とした、ケアリーバーへの支援スキームの確立」に関する調査検討・実証を実施

① 事業期間

2023年6月から2024年3月まで

② 目的

フードバンク団体を起点とした、ケアリーバーへの支援スキームの確立

③ 事業概要

ケアリーバーは社会的養護のケア終了後、経済的な困窮から孤独・孤立に陥るケースが多く日常生活で困難を抱えることが多い。そのような課題に対し、継続的な見守りや食料支援、相談支援を行うことでケアリーバーとの繋がりを維持し、社会的養護のケア終了後も安心して生活できるような仕組みづくりのための調査検討・実証を行った。本事業では一定の知見やシステム開発力を有する(株)日立製作所に一部を再委託し、オンラインで申請の受け付けができるツールを提供した。これによりフードバンク団体と社会的養護施設の効率的な情報連携を実現することができた。成果については下記のとおり。

- ・ フードバンク団体と社会的養護施設の連携体制の構築事例を創出
- ・ ケアリーバー向けの食料支援に関して、フードバンク団体と社会的養護施設が連携した周知プロセスの構築と周知に必要なツールを整備
- ・ 食料申請の受け付けにおいては、ITツールによる申請フォームを構築し提供。ITツールについても、ケアリーバーの多様な生活環境を考慮した質問内容の検討やITツールを活用した関係機関との円滑な情報共有について関連するノウハウを加盟フードバンク団体へ共有

(6) 2021 年度休眠預金活用事業「四国及び九州における災害時の食料支援体制構築事業」の実施

① 事業期間

2022 年 6 月 30 日から 2025 年 3 月 1 日まで

② 目的

四国、九州地域において、発災時に指定避難所の他に、指定外避難所や在宅避難者等の災害弱者（高齢者、傷病者、障がい者やその家族、外国人、乳幼児のいる家族等、また事情により避難所や指定避難所に行くことができない人）に対して、ニーズに沿った効果的な食料支援を迅速に実施することができる体制を整える

③ 事業概要

- 四国地域及び佐賀県の食料支援団体の平時の取り組みを活かした災害対応準備（災害時における対応ノウハウの地域移転）
- 支援体制（物流）の地域ごとの再検討（災害時の物流確保や配布に関するネットワーク構築）
- 地域資源（フードバンク団体、フードパントリー・子ども食堂、行政、社会福祉協議会、ボランティア等）をネットワーク化した食料配布の実施体制構築
- 全国フードバンク推進協議会や遠隔地のフードバンク団体から、被災地の食料支援団体に対する物資やバックオフィス支援体制の構築
- 災害弱者（高齢者、傷病者、障がい者やその家族、外国人、乳幼児のいる家族等、また事情により避難所や指定避難所に行けない人）を見落とさずに食料を届けるための支援体制構築

④ 事業の実施状況



(7) 2021 年度休眠預金活用事業「フードバンク団体による令和 6 年以降の国内災害対応事業」（緊急災害支援事業）の実施

① 事業期間

2024 年 3 月 22 日から 2025 年 2 月 28 日まで

② 目的

令和6年度能登半島地震の被災者に対して、必要な物資が届くようなラストワンマイルの支援を行うことができる体制を構築し、発災から復興期を見据えた緊急的な食料支援（食品以外の支援物資含む）を行う

③ 事業概要

- 被災地域の食料支援団体に、全国フードバンク推進協議会及び全国のフードバンク団体から支援物資の提供を行う
- 被災地域のネットワークを活かし、迅速な支援ニーズの把握や災害弱者の特定、配布体制を構築する
- 地域資源（行政、社会福祉協議会、ボランティア等）を通じて、指定避難所や指定外避難所、また見落とされがちな災害弱者へ支援物資を届ける
- 被災後の支援活動で把握した困窮世帯や課題を抱える世帯を行政等につなぐ
- 被災地域の食料支援団体やネットワークで対処できる体制づくりを行う

④ 事業の実施状況



(8) 2022 年度休眠預金活用事業「自立したフードバンク団体育成のための組織基盤強化事業」の実施

① 事業期間

2023 年 4 月 26 日から 2026 年 2 月 28 日まで

② 目的

食の支援を必要とする困窮世帯や支援団体等への食品の食料支援活動の規模拡大を目的として、国内フードバンク団体の組織基盤強化の支援を行うことで、財源的に自立したフードバンク団体を育成する。

③ 事業概要

組織基盤の強化にあたっては外部専門機関と協力し、組織診断を丁寧に行うなど、組織課題の深掘りを行い課題の解決に向けた施策を立案する。また、事業開始前に 3 年後の事業終了時を見据えた出口戦略と数値目標を設定し、目標の達成に向けて伴走支援を実施する。

④ 助成金額

1 団体当たり：上限 1500 万円（3 ヶ年合計）

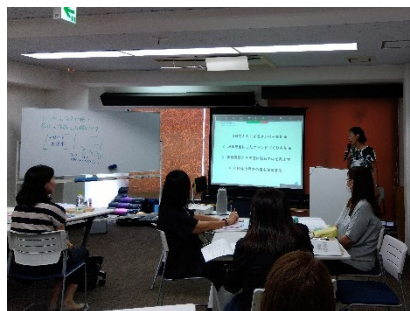
総額：7540 万円（6 団体への助成）

⑤ 事業の実施状況

組織診断の結果を基に組織課題の解決に向けたワークショップを開催



2 日間に渡り「ミッション・ビジョン」の再定義に関する集合研修の開催



(9) 2023 年度休眠預金活用事業「生活困窮世帯に対する緊急食料支援及び冷凍食品の取扱拡大事業」の実施

① 事業期間

2023 年 12 月 8 日から 2024 年 12 月 7 日まで（継続中）

② 目的

新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響により、全国的に増加する生活困窮世帯に対して、フードバンク団体が行政や社会福祉協議会、子ども食堂・パントリー団体などと連携して実施する食料支援活動の地理的、数量的な拡大を目的とし、活動団体の人員体制や、食品および冷凍食品取扱量増加のためのインフラ整備、の実施に必要な経費を助成する。

③ 事業概要

資金分配団体の伴走支援として以下の支援を行う。

- ・ 事業計画のブラッシュアップ、事前評価、事後評価の実施を支援する
- ・ 実行団体の活動が円滑に進むよう、毎月の定例会において進捗状況や課題 を把握し、適切な助言やノウハウ支援を行う
- ・ 全国フードバンク推進協議会として、大手食品企業からの食品寄贈を募り、実行団体へ食品寄贈のマッチング支援を行う（冷凍食品含む）
- ・ 実行団体間で課題や優良事例を共有するための情報交換会を行う

④ 助成金額

1団体当たり：上限800万円（予定）

総額：約 5,600 万円（7 団体への助成）

以上